

表彰規則及び同規則運用要領の一部改正について

本年度第二回理事会において、表彰規則の一部改正案が承認されました。また、これに伴い、同規則運用要領の一部を改正しました。それぞれの新旧対照表は、以下のとおりです。改正関連部分には、傍線を引いています。

〈表彰規則の一部改正新旧対照表〉

新	旧
<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 一〜三(略)</p> <p>四 この規則において、「洋上救急」とは、海上における傷病者に対する往診をいう。</p> <p>(表彰の対象)</p> <p>第三条 本会名誉総裁(以下「名誉総裁」という。)又は本会会長(以下「会長」という。)は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して表彰を行う。</p> <p>(一) 海難救助に尽力し、顕著な功労のあったもの</p> <p>(二) 洋上救急に尽力し、顕著な功労のあったもの</p> <p>(三) 本会の事業に貢献し、顕著な功労のあったもの</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 一〜三(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(表彰の対象)</p> <p>第三条 本会名誉総裁(以下「名誉総裁」という。)又は本会会長(以下「会長」という。)は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して表彰を行う。</p> <p>(一) 海難救助に尽力し、顕著な功労のあったもの</p> <p>(二) 洋上救急に尽力し、顕著な功労のあったもの</p> <p>(三) 本会の事業に貢献し、顕著な功労のあったもの</p>

新	旧
<p>(表彰の方法)</p> <p>第四条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈って行う。</p> <p>この場合、前条第一号及び第三号に規定する功労のうち地方組織、救難所及びこれらに所属する者の功労並びに前条第二号に規定する功労のうち洋上救急に出勤した医療関係者、当該医療関係者が所属する医療機関及び洋上救急センター地方支部役職員の功労に対しては、それぞれ表彰状を贈るものとし、その他の前条各号に規定する個人及び団体の功労に対しては感謝状を贈るものとする。</p> <p>二 表彰状又は感謝状には、名誉総裁章、名誉総裁盾、功労章、団体救助功労盾、有功章、有功盾又は事業功労盾を付して贈ることができる。</p> <p>三〜四 (略)</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第五条〜第七条 (略)</p> <p>第二章 名誉総裁表彰 (名誉総裁表彰)</p> <p>第八条 名誉総裁表彰は次のとおりとする。</p> <p>(一)〜(三) (略)</p>	<p>(表彰の方法)</p> <p>第四条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈って行う。</p> <p>(以下、新規)</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第五条〜第七条 (略)</p> <p>第二章 名誉総裁表彰 (名誉総裁表彰)</p> <p>第八条 名誉総裁表彰は次の通りとする。</p> <p>(一)〜(三) (略)</p>

新	旧
<p>二 表彰状又は感謝状には、併せて名誉総裁章又は名誉総裁盾を贈る。</p> <p>三 (略)</p> <p>第三章 海難救助功労者の会長表彰</p> <p>第九条～第十四条 (略)</p> <p>第四章 洋上救急功労者の会長表彰</p> <p>(洋上救急功労表彰の種別)</p> <p>第十五条 洋上救急に功労のあつた者の表彰は、次のとおりとする。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(洋上救急功労の団体表彰)</p> <p>第十六条 洋上救急に顕著な功労のあつた団体の表彰は、前条に準じて行う。</p> <p>(洋上救急功労の基準及び有功盾の様式)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>(洋上救急センター支部役職員の表彰)</p> <p>第十七条の二 洋上救急センター支</p>	<p>二 表彰状には、併せて名誉総裁章又は名誉総裁盾を贈り、副賞は金杯とする。</p> <p>三 (略)</p> <p>第三章 海難救助功労者の会長表彰</p> <p>第九条～第十四条 (略)</p> <p>第四章 洋上救急功労者の会長表彰</p> <p>(洋上救急功労表彰の種別)</p> <p>第十五条 洋上救急事業(以下「洋上救急」という。)に功労のあつた者の表彰は、次のとおりとする。</p> <p>(一)～(四) (略)</p> <p>(洋上救急功労の団体表彰)</p> <p>第十六条 洋上救急に顕著な功労のあつた団体の表彰は、前条に準じて行う。</p> <p>(洋上救急功労の基準及び有功盾の様式)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>部の役員として永年在職し、顕著な功労のあつた者に対して、別表第五に定める基準により表彰し、表彰状とともに第十八条第一項に規定する有功章を贈る。</p> <p>第五章 事業功労者の会長表彰</p> <p>(事業功労表彰の種別)</p> <p>第十八条 本会の事業(洋上救急事業を除く。以下同じ。)に功労のあつた者の表彰は、次のとおりとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第十九条～第二十条 (略)</p> <p>(洋上救急支援協議会役員の表彰)</p> <p>第二十条の二 会長は、洋上救急支援協議会の役員として永年在職し、顕著な功労のあつた者に対して、感謝状を贈り表彰することができる。</p> <p>第六章 表彰の申請</p> <p>第二十一条～第二十二条 (略)</p> <p>第七章 雑則</p> <p>第二十三条～第二十四条 (略)</p> <p>附則 一～四 (略)</p>	<p>第五章 事業功労者の会長表彰</p> <p>(事業功労表彰の種別)</p> <p>第十八条 本会の事業に功労のあつた者の表彰は、次のとおりとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第十九条～第二十条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第六章 表彰の申請</p> <p>第二十一条～第二十二条 (略)</p> <p>第七章 雑則</p> <p>第二十三条～第二十四条 (略)</p> <p>附則 一～四 (略)</p>

新	<p>附則 この規則は、平成十三年十月三十日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。</p>
旧	<p>附則 この規則は、平成十三年十月三十日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>附則 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>(新規)</p>

別表第五(第十七条の二関係)	<table border="1"> <tr> <td>表彰対象者</td> <td>在職年数</td> </tr> <tr> <td>イ 洋上救急セン ター支部長</td> <td>十年</td> </tr> <tr> <td>ロ 洋上救急セン ター副支部長</td> <td>十五年</td> </tr> <tr> <td>ハ 洋上救急セン ター職員</td> <td>二十年</td> </tr> </table>	表彰対象者	在職年数	イ 洋上救急セン ター支部長	十年	ロ 洋上救急セン ター副支部長	十五年	ハ 洋上救急セン ター職員	二十年
表彰対象者	在職年数								
イ 洋上救急セン ター支部長	十年								
ロ 洋上救急セン ター副支部長	十五年								
ハ 洋上救急セン ター職員	二十年								

備考一 イの区分の職における在職年数の算定には、その者のロの区分の職における在職年数の四分の三を加算する。

新	<p>備考二 過去にイの区分の職にあつた者は、退任時にこの職にあつたものとみなす。</p> <p>様式第一号(第八条第三項関係)様式第七号(第二十一条第二項関係)(略)</p>
旧	<p>様式第一号(第八条第三項関係)様式第七号(第二十一条第二項関係)(略)</p>

新	<p>一〇九 (略)</p> <p>十 金品寄贈者の表彰基準 金品(青い羽根券金を含む)寄贈者の表彰基準は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>個人・団体別</td> <td>寄付金額</td> </tr> <tr> <td>名誉総裁 表彰</td> <td>個人 名誉総 裁章</td> <td>一〇〇万 円以上</td> </tr> </table>	表彰区分	個人・団体別	寄付金額	名誉総裁 表彰	個人 名誉総 裁章	一〇〇万 円以上
表彰区分	個人・団体別	寄付金額					
名誉総裁 表彰	個人 名誉総 裁章	一〇〇万 円以上					
旧	<p>一〇九 (略)</p> <p>十 金品寄贈者の名誉総裁表彰基準 金品寄贈者の名誉総裁表彰基準は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>表彰区分</td> <td>章の区分</td> <td>寄付金額</td> </tr> <tr> <td>名誉総裁 表彰</td> <td>名誉総 裁章</td> <td>一〇〇 万円以 上</td> </tr> </table>	表彰区分	章の区分	寄付金額	名誉総裁 表彰	名誉総 裁章	一〇〇 万円以 上
表彰区分	章の区分	寄付金額					
名誉総裁 表彰	名誉総 裁章	一〇〇 万円以 上					

〈表彰規則運用要領の一部改正新旧対照表〉

新	会長表 表彰	個人又は 団体 なお、二 〇万円以 上の金額 を寄付し た個人に は有功章、 団体には 事業功労 有功盾を 贈ること ができる。	三〇〇 万円以 上
		一〇万 円以上	

イ 上表右欄の寄付金額の算定は、寄
付者毎に、平成十五年六月十六日以
降における最初の寄付があった日
又は表彰のあった場合には当該表
彰の対象となった寄付のうち最後
の寄付があった日の翌日から積算
して行うものとする。
なお、積算の期間は、最新の寄付
があった日以前の五ヶ年間とする。
ロ 名誉総裁表彰にあたっては、二回

旧			(団体) 三〇〇万 円以上

なお、名誉総裁表彰後、再度上記基
準を満たした場合は、受賞者の意向を
尊重し、受賞者が希望するときは、そ
の都度表彰委員会に諮るものとする。
十一 青い羽根募金に係る表彰基準
青い羽根募金に係る会長表彰の
基準は次のとおりとする。
イ 十万円以上の金額を寄付した個
人又は団体
ロ 二〇万円以上の金額を寄付した
個人又は団体には、副賞を添える。

新	目以降の表彰は、上表右欄の寄付金額 を満たした場合でも前回の表彰から 四年を経過していないときは表彰し ないものとする。	
	十一 洋上救急支援協議会役員の表彰 基準 洋上救急支援協議会役員の表彰基 準は次のとおりとする。	

表彰対象者	在職年数
イ 会長	十年
ロ 副会長	十五年
ハ 理事、監事、監査、 幹事	二十年

備考一 イの区分の職における在職年
数の算定には、その者のロ及びハの区
分における在職年数の四分の三を加
算する。
備考二 ロの区分の職における在職年
数の算定には、その者のハの区分にお
ける在職年数を加算する。
備考三 過去にイ又はロの区分にあつ
た者は、退任時にこれらの職にあつた
ものとみなす。

旧	(十一の本文を削除し、新規)
---	----------------